

一般社団法人日本卸電力取引所 定款

平成 15 年 11 月 7 日作成
平成 15 年 11 月 10 日認証
平成 16 年 2 月 19 日改定
平成 16 年 6 月 18 日改定
平成 16 年 7 月 20 日改定
平成 20 年 12 月 2 日改定
平成 21 年 6 月 19 日改定
平成 21 年 8 月 4 日改定
平成 24 年 6 月 18 日改定
平成 25 年 1 月 16 日改定
平成 26 年 1 月 9 日改定
平成 26 年 7 月 17 日改定
平成 28 年 6 月 16 日改定
平成 29 年 6 月 15 日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本卸電力取引所(英文名Japan Electric Power Exchange, 略称JEPX)と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的及び事業)

第3条 本法人は、現物の電気等の売買を仲介する卸電力取引所の開設・運営により、取引所において売買する者の利便性に資することを通じて電気事業の発展に寄与することを目的とする。そのため次の事業を行う。

- (1) 現物の電気の売買市場の開設と運営
- (2) 京都メカニズムクレジットの売買市場の開設と運営
- (3) 非化石エネルギー源を利用した電気の非化石価値の売買市場の開設と運営
- (4) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

(基金の総額)

第4条 本法人の基金の総額は、金10億6百万円とする。

- 2 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、インターネット上のウェブサイト(<http://www.jepx.org/>)に掲載して行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、本法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金は、定時社員総会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)の定めに従い返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会において理事が決定する当該社員総会の日から6ヶ月以内の日に、返還する。

第2章 社員

(入社)

第8条 本法人の社員は、本法人の事業目的の実現に貢献できる者で、発電能力又は小売需要を有する者、若しくはこれに準ずる者でなくてはならない。

- 2 本法人の社員となるには、本法人の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得、別に定める拠出金を払い込むものとする。

(社員の経費負担)

第9条 本法人の社員は、本法人の目的達成に必要な経費に充てるため、事業年度毎に年会費を支払う義務を負うものとする。

- 2 年会費は、その金額を理事会において定め、本法人の社員は、当該理事会の日から1ヶ月以内に支払うものとする。
- 3 既に納付した年会費は、いかなる事由があっても返還しないものとする。

(退社)

第10条 社員はいつでも退社することができる。ただし、退社しようとする日の1ヶ月以上前に理事会に対して、退社の予告をするものとする。

- 2 本法人は、次の事由に該当する場合は、社員に通知することにより直ちに、当該社員を退社させることができる。
 - (1) 社員たる資格を喪失した場合または別に定める社員適格者に該当しなくなった場合
 - (2) 総社員の同意がある場合
 - (3) 社員が死亡又は解散した場合
- 3 前項に定める場合のほか、本法人は、社員が次の事由に該当する行為をした場合、一般社団・財団法人法に定める社員総会の決議を経ることにより、当該社員を退社させることができる。この場合、本法人は、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員に対しその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 社員が、本法人の名誉を傷つけた場合
 - (2) 社員が、本法人の目的に反する行為をした場合
 - (3) 年会費を6ヶ月以上滞納し、催告の日から1ヶ月以内にこれを支払わなかった場合
 - (4) その他社員としての義務に違反した場合

- 4 前二項による退社後においても、社員であった者は、退社前に発生した年会費その他の支払い義務を免れない。

(社員名簿)

第11条 本法人は、社員の住所、氏名又は商号若しくは名称を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会**(社員総会)**

第12条 本法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年6月に、また臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事会の決議により理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対してその通知を発するものとする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事会の指名する理事がこれにあたる。

(社員総会で決議すべき事項)

第15条 本法人においては、次に掲げる事項は社員総会の決議を経なければならない。

- (1) 貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び剰余金処分案又は損失処理案
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 法令、定款に定める事項
- (4) その他理事会が社員総会への付議が必要と認めた事項

(社員の議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の議事)

第17条 社員総会の議事は、法令に別段の定めのある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の4分の3以上をもってこれを決する。

- 2 社員は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代理人は、代理権を証明する書面を本法人に提出しなければならない。
- 3 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(社員による社員総会の招集請求に関する手続)

第18条 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事は、これに記名押印するものとする。

第4章 理事及び監事並びに会計監査人

(員数)

第20条 本法人には、次のとおり理事及び監事並びに会計監査人を置く。

理事 10名以内

監事 4名以内

会計監査人 1名

- 2 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会において選任する。
- 3 理事又は本法人の使用人は、監事又は会計監査人となることができない。

(任期)

第21条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。ただし、社員総会の決議によって、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることができる。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、社員総会の決議によって、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることができる。
- 4 会計監査人の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(理事及び監事並びに会計監査人の解任)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合の議案の内容は、監事の過半数をもって決定する。
- 3 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(理事及び監事並びに会計監査人の報酬)

第23条 理事及び監事が受ける報酬は、それぞれ社員総会の決議によって定める。

- 2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て理事会によって定める。

(代表理事)

第24条 本法人に代表理事を2名以内置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事のうち1名は、理事長として本法人の業務を統括する。

(理事の職務)

第25条 理事は、定款並びに社員総会の決議にもとづき、職務を執行する。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定められるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第26条の2 本法人は、一般社団法人・財団法人法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第26条の3 本法人は、一般社団法人・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の実任限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人・財団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(会計監査人の職務 及び権限)

第26条の4 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書並びにこれらの付属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録にされた事項を法令で定める方法により表示したもの

第5章 理事会

(理事会)

第27条 本法人に理事会を設置する。理事会は、すべての理事をもって組織し、業務の執行を決定する。

- 2 理事会は、代表理事及びその他の理事の職務執行を監督する。

(理事会の決議)

第28条 理事会の開催には、理事総数の過半数の理事の出席を必要とする。理事会承認は出席理事数の過半数の賛成をもって決する。

- 2 理事は代理人によって、その議決権を行使することができない。
- 3 理事会承認事項につき、特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。

- 4 前項の規定により議決に参加しない理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の細則)

第29条 理事会の運営に関する細則は、理事会がこれを定める。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第30条 本法人は、業務に関し諮問するため、次の常設委員会を設けることができる。

- (1) 市場取引監視委員会
 - (2) 紛争処理委員会
 - (3) 運営委員会
- 2 本法人は、必要があると認めるときは、理事会の決議をもって、前項の委員会のほか特別委員会を設けることができる。常設委員会及び特別委員会は、本法人の業務に関する重要事項について、理事会に意見を述べることができ、又理事会の諮問があった場合には、これに応じなければならない。

(委員会の構成)

第31条 常設委員会の委員は、理事又は監事、若しくは社員の推薦にもとづいて理事会が承認した者を理事会が委員に委嘱する。

- 2 常設委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のため委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 常設委員会の委員の任期満了時から、新たに選任された委員が就任するまでの間は、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。
- 4 常設委員会には、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 常設委員会の委員長及び副委員長は、当該常設委員会を構成する委員のうちから理事会が委嘱するものとする。
- 6 常設委員会の委員は、他の委員会の委員を兼ねることができる。
- 7 特別委員会の構成及び分担事項その他の事項は、理事会がこれを決する。

(委員会の細則)

第32条 委員会の運営に関する細則は、理事会がこれを定める。

第7章 事務局

(事務局)

第33条 本法人には事務局を設置する。

- 2 事務局は、本法人の業務の執行に関し、必要な事務を行う。
- 3 事務局に関する事項は、理事会がこれを定める。

第8章 計算

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始前に理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(計算書類の作成及び承認)

第36条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書

第9章 その他

(定款の変更)

第37条 定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上をもってこれを決する。

(解散後の残余財産の帰属)

第38条 本法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを決する。

(定款に記載のない事項)

第39条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする。

(施行細則)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。